

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立末広小学校 令和7年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

末広小学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校HPを 御覧ください。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指します。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導します。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。

末広小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

末広小学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置しています。構成員には、自校の教職員だけではなく、必要に応じて、専門的な知識を有する外部の専門家が加わることもあります。また、学校いじめ対策組織内に、組織的な対応の中核となる「いじめ対策チーム」を設置しています。

学校いじめ対策組織は、いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりやいじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等に組織的に取り組む役割をもっています。

本校の いじめ防止 プログラムの活動

- (1) いじめ防止基本方針の作成・確認
- (2) いじめアンケート、ストレスチェックによる現状の把握
- (3) 児童への教育相談（年3回）と保護者懇談（年2回）の実施
- (4) 「生命の安全教育」や「SNSの適切な利用に係わる学習」、「CAPあさひかわによる人権教育プログラム」などの、未然防止に係わる学習活動の実施
- (5) 児童会が主体となったいじめ未然防止の取組
- (6) 学校評価、児童アンケートの実施、分析、改善
- (7) 学校便りや保護者懇談でのいじめ防止に係わる取組状況の公表

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。

また、相談窓口として、「学校いじめ対策組織」を設置していますので、気軽に相談願います。

令和7年度の末広小学校のいじめ対策組織担当は、相馬、鎌田、牧野、吉川です。

連絡先 0166-52-4339（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
旭川市子どもSOS電話相談 (旭川市いじめ防止対策推進部)	0120-126-744	月～金 8:45～17:15
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
旭川地方法務局（子どもの人権110番）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部（少年相談110番）	0120-677-110	月～金 8:45～17:30

旭川市教育委員会のHPで「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

旭川市教育委員会の
ホームページ

